

2022年7月14日

内閣総理大臣 岸田文雄様
外務大臣 林芳正様

核兵器廃絶日本 NGO 連絡会

核不拡散条約(NPT)再検討会議に向けた要請

ウィーンにおける核兵器禁止条約 (TPNW) 第1回締約国会合が、6月23日に閉幕しました。8月1日よりニューヨークの国連本部で始まる核不拡散条約 (NPT) 再検討会議を、私たちは強い関心をもって注目しています。新型コロナウイルスの影響で当初予定より2年余り遅れ、ウクライナにおける戦争が続く中での開催となりますが、核軍縮をこれ以上遅らせることは許されません。現下の状況は、国際社会がこれまで以上に結束して、安全保障上の脅威に立ち向かわなければならないことを示しています。

6月のTPNW締約国会合は、核抑止が極めて危険な政策であること、それゆえ非人道的な核兵器を拒絶する必要があることを確認し、最後の核弾頭が解体・破壊され、「地球上から核兵器が完全に廃絶されるまで休むことはない」ことを宣言しました。以上の点は、「核戦争が全人類に惨害をもたらすものであり、したがって、このような戦争の危険を回避するためにあらゆる努力を払い、及び人民の安全を保障するための措置をとることが必要である」とするNPT前文を具体化するものであると考えます。

NPTを「国際的な軍縮・不拡散体制の礎石」とする被爆国・日本こそ、こうした行動に率先して取り組まなければなりません。昨年12月に行った要請を踏まえ、「核兵器のない世界」を掲げる岸田首相の下で、来るNPT再検討会議で以下のような成果が上がるよう政府として取り組むことを、重ねて要請します。

1 核兵器国が、これまでの約束を守って、核軍縮に一層努めるよう求めてください。

【要請】2000年の「核兵器の完全廃棄のための明確な約束」を含む、第6条履行のための過去の合意(1995年、2000年、2010年)を再確認し、核兵器国にその履行を求めてください。

核兵器NPT第6条の核軍縮交渉義務については、国際司法裁判所が「完結させる義務」があると判示しています(1996年の勧告的意見)。再検討会議でも、核兵器国による「核兵器の完全廃棄のための明確な約束」(2000年)をはじめ、多くの核軍縮措置が約束されてきました。また日本政府は、TPNW第1回締約国会合にオブザーバーとして参加しないことの理由として、「核兵器国が1カ国も参加しない」ことをあげ、「そういう人たちの協力を得ることに努力を集中したい」と述べています。核兵器国が参加する来たるNPT再検討会議では、その努力がどのようなもので

あるかが問われます。核兵器国が過去の合意を確実に履行するよう、日本政府としてどのような努力をされるのかについて説明をお願いします。

2 核兵器の非人道性について、最終文書にきちんと書き込んでください。

【要請】2010年の「あらゆる核兵器使用がもたらす破滅的な人道上的帰結への憂慮」および「いかなるときにも国際人道法の遵守」の必要性を改めて表明してください。

核兵器の非人道性は、被爆国たる日本が核兵器の廃絶をめざす道義的根拠であり、世界におけるこの非人道性の認識の共有こそが、核兵器のない世界の達成と維持の基盤となります。来たる再検討会議においては、2010年のNPT再検討会議で表明された「あらゆる核兵器使用がもたらす破滅的な人道上的帰結への憂慮」を再確認し、核兵器の非人道性の認識こそが、核軍縮への取り組みの基盤となることを確認すべきです。同時に、2010年に再確認された「すべての国が、国際人道法を含む、適用可能な国際法をいかなる時も遵守する必要性」は、適法性の観点から核兵器使用を規制・制限するものであり、核兵器の役割を低減させ、核軍縮を促進するためには必須です。とりわけ、日本はジュネーブ諸条約第1追加議定書の締約国であり、害敵手段と害敵方法を規制する同議定書の義務の拘束のもとに置かれています。その義務と核兵器の使用が両立するののかについて説明をお願いします。

3 少なくとも「核兵器を先には使わない」ことを約束させてください。

【要請】核兵器の先制不使用政策(または「唯一の目的」政策)の採用を、一方的であるなしにかかわらず、すべての核兵器国に奨励してください。

日本政府は、先制不使用政策について「全ての核兵器国が検証可能な形で同時に行わなければ有意義ではない」としています。他方で岸田首相は昨年12月、核軍縮の実質的な進展のための1.5トラック会合の中で「核兵器の質的・量的向上の制限を掛け」と述べています。それでは日本は、自らが依存する核兵器の質的・量的向上に制限を掛けるために、どのような努力をするのでしょうか。NPT第6条の核軍縮義務は、核兵器国だけに課されているのではなく、全締約国に課されています。すなわち日本も核軍縮の義務を負っています。この義務に照らしても、日本の努力と行動が問われます。日本が先制不使用政策に賛成しないことは、NPT第6条の義務に逆行するものではありませんか。この点について説明をお願いします。

4 核兵器の材料を生み出す再処理計画はやめてください。

【要請】使用済み核燃料の再処理計画を凍結することで、プルトニウム量の増加を抑制し、さらに削減することの重要性を国際社会に示してください。

近年、中国やインドは、使用済み燃料の再処理能力を拡大しています。こうした施設は民生用とみられていますが、保障措置下には置かれていません。今後、アジアにおいてプルトニウム保有量が増大する懸念があります。また、AUKUSに基づくオーストラリアへの原子力潜水艦技術移転の検討は、核兵器に利用可能な高濃縮ウランの移転を含むものであり、地域の核拡散を刺激する可能性があります。各国政府にプルトニウム量を削減することの重要性を示してください。2021年末時点で約45.8トンという大量のプルトニウムを保有している日本が、2022年度上期に運転開始予定の六ヶ所再処理工場の運転を凍結することは、こうした動きを牽制することにもつながると思われます。そうした行動をとることができない理由の説明をお願いします。

5 核兵器禁止条約の意義を認めて、明記してください。

【要請】核兵器の非人道的影響への憂慮から核兵器禁止条約が採択され発効したことの意義を被爆国日本として表明し、NPT再検討会議の最終文書に明記されるよう努めてください。

岸田首相は「NPTの下での核軍縮の進展のなさへの焦燥感が核兵器禁止条約の採択につながった」、「核兵器禁止条約は、核兵器のない世界への出口とも言える重要な条約」としてその意義を認めています。日本政府はそのことをNPT再検討会議においても発信し、同条約の意義が最終文書に明記されるよう働きかけるべきです。核兵器禁止条約はNPTと矛盾するものではなく、これを補強するものです。核兵器禁止条約は、2010年再検討会議で合意された核兵器の非人道性に対する憂慮に基づき、第6条に定める核軍縮の「効果的措置」として作られました。6月のTPNW締約国会議で採択された宣言も、「我々は、核不拡散条約（NPT）を軍縮・不拡散体制の礎石と認識し、それを損なう恐れのある威嚇や行動を遺憾とする。NPTの完全なコミットメント国として、我々は、本条約とNPTの補完性を再確認する」と述べています。締約国会議ではさらに、アイルランドとタイを、補完性に関する共同進行役（co-facilitators）とすることが決定されました。日本は、核兵器の保有国と非保有国の「橋渡し」を自認していますが、橋渡しは始まっており、橋はかけられつつあります。こうした橋渡しの動きをどのように受け止めているのかについて説明をお願いします。

ニューヨークで行われる再検討会議には、核兵器廃絶日本NGO連絡会より、朝長万左男共同代表及び川崎哲共同代表をはじめとするメンバーが参加します。岸田文雄首相も参加されることから、現地での面会による意見交換の機会を要請します。また私たちは、上記の項目に沿って日本政府の今後の行動に注目し、NPT再検討会議における進展の評価を公表していきます。政府が、NPT再検討会議でこれらの事項をはじめ核軍縮・不拡散に積極的に取り組むことを期待します。